5.企業が取り組むべき同和問題(部落差別)

同和問題(部落差別)とは

同和問題(部落差別)とは、同和地区等と呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由とした差別であり、日本固有の人権問題です。

今もなお部落差別は起きています

- 同和地区の出身であることなどを理由に、周囲が交際や結婚に反対したり、就職などで不利な取り扱いをしたりする
- 結婚や就職などの際に、本人の知らないところで出身地や家族構成などの情報を調査会社などに依頼して調べたり、知人に「聞き合わせ」をしたりする
- 同和問題に関する差別的な落書きをしたり、ビラをまいたりする
- インターネットを利用した差別的な書き込みや誹謗中傷(不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区と指摘する等)

就職差別撤廃への取組は、同和問題から始まった

1968(昭和43)年の夏、奈良県内の同和地区出身の高校生から、県内企業の就職差別の現実が提起されました。これを契機として、それまで企業が採用にあたって用いていた会社独自の応募書類いわゆる「社用紙」には、思想、宗教、尊敬する人物、家族の資産、住居状況、家族の学歴・職業、家族関係など、就職差別につながる恐れのある事項が多く含まれていることが明らかになりました。

そして「社用紙」からそれらの項目を削除した「統一用紙」を作成しようとの動きが起こり、その結果、1971(昭和46)年に、近畿各府県の関係機関が協議し「近畿高等学校統一用紙」が策定されました。その後、1973(昭和48)年「全国統一用紙」が策定され、1974(昭和49)年、市販の履歴書にも反映(JIS化)されました。

それ以降、新規高校卒業者の就職応募書類は「全国高等学校統一用紙」、新規中学卒業者は「職業相談票(乙)」を使うように厚生労働省・文部科学省を中心に指導され、その後大学卒業者についても「参考例」が示され「統一用紙」と同様の趣旨の徹底が図られています。

新規高等学校卒業者用応募書類「全国高等学校統一用紙」(厚生労働省ホームページより)

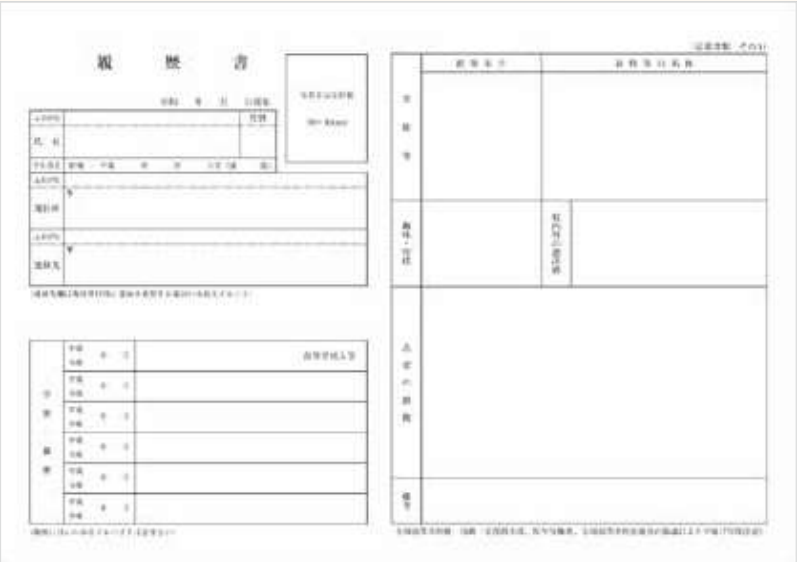

部落差別をなくすための取組が、在日コリアン、ひとり親家庭、外国籍、トランスジェンダーなど多様な人たちの公正採用にもつながる取組となっています。